

温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意に掲示等に関する新旧対照表

改正案	現行 (原文のまま。法改正に伴う条ずれ等は反映されていない。)
<p style="text-align: right;">環自総発第1407012号 平成26年7月1日</p> <p>各 〔都道府県知事 保健所設置市長 特別区長〕殿</p> <p style="text-align: center;">環境省自然環境局長</p> <p>「温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の 掲示等の基準」及び「鉱泉分析法指針（平成26年改訂）」について</p> <p>温泉法（昭和23年法律第125号）第18条第1項の規定に基づく掲示等の適 正を図るため、最新の医学的知見等を踏まえ、「温泉法第18条第1項の規定 に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準」を定めた。ま た併せて、分析機器の進展等を踏まえ、温泉の成分分析法である「鉱泉分 析法指針（平成26年改訂）」を定めた。</p> <p>これらについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項 の規定に基づく技術的助言として通知する。</p> <p>なお、「温泉法第13条の運用について」（昭和57年5月25日付け環自施第 227号環境庁自然保護局長通知）及び平成14年3月28日付け環境省自然環境 局自然環境整備課事務連絡は廃止する。</p>	<p style="text-align: right;">環自施第227号 昭和57年5月25日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">環境庁自然保護局長</p> <p style="text-align: center;">温泉法第13条の運用について</p> <p>標記については、温泉法第13条の規定の趣旨を踏まえ、温泉の分析検 査、温泉の禁忌症、適応症及び入浴又は飲用上の注意の決定、掲示等の事 項について公共の用に供する温泉利用施設の管理者に対する指導等の労を 煩わしてきたところであるが、昭和53年5月の鉱泉分析法指針の改訂等に 伴い、今般これらの事項について下記により取り扱うこととしたので、温 泉利用施設の管理者を指導し、分析及び掲示の適正を図られたい。</p> <p>なお、昭和29年6月18日国発第149号厚生大臣官房国立公園部長通知及び 昭和42年12月7日国発第973号厚生省国立公園局長通知は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 温泉の分析検査 温泉法（以下「法」という。）第12条の規定により温泉を公共の浴用又 は飲用に供することを許可する場合は、必ず分析の有無を確認し、正確 な分析を欠くものに対しては利用の許可を与えないこと。</p>

第2 温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の決定

1 温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の決定は、別紙1「温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意決定基準」によること。

2 前項による温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意は、法第12条の規定による利用の許可と同時に必ず医師の意見を徴して決定すること。また、温泉法施行規則（以下「規則」という。）第5条の規定により、あらかじめその掲示内容の届出があった場合は、掲示内容を審査の上、掲示内容を決定すること。

なお、掲示は当該掲示内容の審査後でなければ掲示せしめないこと。

3 現に掲示しているものについては、前2項にならい再検討を行うものとし、是正を要するものについては直ちに必要な措置を講ずること。

第3 掲示

法第13条の規定による温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示事項は次表によること。また、昭和53年5月15日環自施第214号環境庁自然保護局長により定めた温泉分析書は、温泉利用施設の管理者に保管せしめ、必要な場合は直ちに提示できるようにすること。

なお、規則第5条の規定による届出のあった場合は、内容を審査決定することはもちろん、その掲示場所についても指示すること。

〇〇温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意

成 分	禁忌症び入浴は用上の注意
1. 源 泉 名	1. 浴用の禁忌症
2. 泉 質	2. 飲用の禁忌症
3. 泉温	3. 入浴の方法及び注意
{ 源泉	4. 飲用の方法及び注意
{ 使用位置	5. 禁忌症決定年月日
4. 温泉の成分	
5. 温泉の分析年月日	
6. 分 析 者	〇〇県

(第3は、「温泉法施行規則の一部改正について」(平成17年2月28日付け環自整発第050228001号環境省自然環境局長通知)により廃止されている。)

第4 法第13条違反行為に対する措置

温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準

温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準については、以下の内容によることとする。なお、都道府県等及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、現に掲示しているものについては、今般の通知を踏まえて再検討を行うものとし、是正を要するものについては直ちに必要な措置を講ずるよう努めること。

1. 禁忌症について

禁忌症は、1回の温泉入浴又は飲用でも有害事象を生ずる危険性がある病気・病態である。なお、禁忌症にあたる場合でも、専門的知識を有する医師の指導のもとに温泉療養を行うことは妨げない。

また、禁忌症における疾病名等の表現はできる限り平易な用語を使用した。

2. 温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示基準

(1) 温泉の禁忌症の掲示基準

温泉の禁忌症はおおむね以下に示す①温泉の一般的禁忌症、②泉質別禁忌症、③含有成分別禁忌症によること。

法第13条の違反行為に対しては、法第24条第1号の規定による罰則を適用することはもちろん、法第18条の規定を適用し、法第12条第1項の許可の取消等の処分を行うこと。

第5 その他

1 本通知の適用範囲

本通知は温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする宿泊施設、公衆浴場等における利用について適用するものとし、医療機関における温泉治療のための利用については適用しないものとする。

2 温泉の適応症の決定

温泉の適応症の決定及び掲示の実施については、都道府県知事の判断によることとし、決定は別紙2「温泉の適応症決定基準」を参考にし、必ず医師の意見を徴した上で行われたい。

なお、掲示方法は上記第3に準じて取り扱われたい。

(別紙1)

温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意決定基準

1 禁忌症の決定基準

温泉の医治効用は、その温度その他の物理的因子、化学的成分、温泉地の地勢、気候、利用者の生活状態の変化その他諸般の総合作用に対する生体反応によるもので、温泉の成分のみによって各温泉の効用を確定することは困難であるが、温泉の禁忌症はおおむね別表1一般的禁忌症及び別表2泉質別禁忌症によること。

①温泉の一般的禁忌症（浴用）

病気の活動期（特に熱のあるとき）、
活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、
少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、
消化管出血、目に見える出血があるとき、
慢性の病気の急性増悪期

②泉質別禁忌症

揭示用泉 質	浴 用	飲 用
酸 性 泉	皮膚又は粘膜の過敏な人、高齢者の皮膚乾燥症	—
硫 黄 泉	酸性泉に同じ	—

③含有成分別禁忌症

成 分	浴 用	飲 用
ナトリウムイオンを含む温泉を1日（1,200/A）×1,000mLを超えて飲用する場合	—	塩分制限の必要な病態（腎不全、心不全、肝硬変、虚血性心疾患、高血圧など）
カリウムイオンを含む温泉を1日（900/A）×1,000mLを超えて飲用する場合	—	カリウム制限の必要な病態（腎不全、副腎皮質機能低下症）
マグネシウムイオンを含む温泉を1日（300/A）×1,000mLを超えて飲用する場合	—	下痢、腎不全

別表1 温泉の一般的禁忌症（浴用）

急性疾患（特に熱のある場合）、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中（とくに初期と末期）

別表2 泉質別禁忌症

	泉 質	浴 用	飲 用
塩 類	塩 化 物 泉		腎臓病、高血圧症、その他一般にむくみのあるもの、甲状腺機能亢進症のときはヨウ素を含有する温泉を禁忌とする
	炭 酸 水 素 塩 泉		ナトリウム-炭酸水素塩泉は塩化物泉に準ずる
泉	硫 酸 塩 泉 〔鉄-硫酸塩泉及びアルミニウム-硫酸塩泉を除く〕		下痢の時、ナトリウム-硫酸塩泉は塩化物泉に準ずる
	二 酸 化 炭 素 泉		下痢の時
特殊成分を含む療養泉	硫 黄 泉	皮膚、粘膜の過敏な人特に光線過敏症の人（硫化水素型） 高齢者の皮膚乾燥症	下痢の時
	酸 性 泉	硫黄泉に準ずる	

よう化物イオンを含む温泉を1日(0.1/A)×1,000mLを超えて飲む場合	—	甲状腺機能亢進症
上記のうち、二つ以上に該当する場合	—	該当するすべての禁忌症

(注)

Aは、温泉1kg中に含まれる各成分の重量(mg)を指す。飲む温泉について、含まれる成分ごとにそれぞれの重量に基づき具体的な飲用量を算出して記載すること。ただし、(2)入浴又は飲用上の注意の揭示基準②飲用の方法及び注意ウ.において、「温泉飲用の1日の総量はおよそ200～500mLまでとすること。」としており、具体的な限界値が500mL以上の場合は、温泉の1日の飲用量を超えているため、禁忌症を揭示することを要しない。

(例) ナトリウムイオン3,000mg/kg、カリウムイオン200mg/kg、マグネシウムイオン60mg/kg、よう化物イオン1mg/kgを含有する温泉を飲む場合は、以下のとおり含有成分別禁忌症として揭示すること。

- ・ 1日に100mL(よう化物イオンの含有量から算出される限界値)を超えて温泉を飲む場合：
甲状腺機能亢進症
- ・ 1日に400mL(ナトリウムイオンの含有量から算出される限界値)を超えて温泉を飲む場合：
塩分制限の必要な病態(腎不全、心不全、肝硬変、虚血性心疾患、高血圧など)

(参考)

なお、この場合、カリウムイオン及びマグネシウムイオンに関しては上記の理由により、算出される具体的な限界値が500mL以上となるため禁忌症として揭示を行うことを要しない。

(2) 入浴又は飲用上の注意の揭示基準

(注) 泉質が重複する場合は次によることとする。

1 塩類泉において分類された泉質が重複する場合については、医師の意見を聴いた上、それぞれの禁忌症を併記するかどうか決定する。

(例) ナトリウム-塩化物・硫酸塩泉の場合は、塩化物泉及び硫酸塩泉に該当させるのか、塩化物泉のみに該当させるのかを決定する。

2 特殊成分を含む療養泉の禁忌症は、すべてのものを併記する。(ただし重複するものはいずれか一方を除外する。)

(例) 酸性・含硫黄-ナトリウム-硫酸塩泉の場合は、酸性泉、硫黄泉及び硫酸塩泉に該当させる。

①浴用の方法及び注意

温泉の浴用は、以下の事項を守って行う必要がある。

ア. 入浴前の注意

- (ア) 食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。
- (イ) 過度の疲労時には身体を休めること。
- (ウ) 運動後30分程度の間は身体を休めること。
- (エ) 高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1人での入浴は避けることが望ましいこと。
- (オ) 浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに、身体を洗い流すこと。
- (カ) 入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。

イ. 入浴方法

(ア) 入浴温度

高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。

(イ) 入浴形態

心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。

(ウ) 入浴回数

入浴開始後数日間は、1日当たり1～2回とし、慣れてきたら2～3回まで増やしてもよいこと。

(エ) 入浴時間

入浴温度により異なるが、1回当たり、初めは3～10分程度とし、慣れてきたら15～20分程度まで延長してもよいこと。

ウ. 入浴中の注意

- (ア) 運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。
- (イ) 浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。
- (ウ) めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になっ

2 浴用又は飲用上の注意決定基準

温泉には老化現象が認められ、地中からゆう出した直後の新鮮な温泉が最も効用があるといわれているが、それぞれの泉質に適する用い方をしなければかえって疾病に不利に働く場合がある。したがって浴用又は飲用上の注意事項はおおむね次によることとし、特に飲用には新鮮な温泉を用いるとともに源泉及び飲泉施設について十分な公衆衛生上の配慮を行わせること。

(1) 浴用上の注意事項

ア 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当たり1回程度とすること。その後は1日当たり2回ないし3回までとすること。

イ 温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を相当とすること。

ウ 温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり（湯さわり又は浴湯反応）が現れることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。

エ 以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。

(ア) 入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。

(イ) 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。

(ウ) 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない（湯ただれを起こしやすい人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい）。

(エ) 入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。

(オ) 次の疾患については、原則として高温浴（42℃以上）を禁忌とする。

イ. 高度の動脈硬化症

ロ. 高血圧症

ハ. 心臓病

(カ) 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意をする。

て回復を待つこと。

エ. 入浴後の注意

(ア) 身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び30分程度の安静を心がけること（ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質（例えば酸性泉や硫黄泉等）や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で洗い流した方がよいこと。）。

(イ) 脱水症状等を避けるため、コップ一杯程度の水分を補給すること。

オ. 湯あたり

温泉療養開始後おおむね3日～1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。

カ. その他

浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。

②飲用の方法及び注意

温泉は、湧出後、時間の経過とともに変化がみられるため、地中から湧出した直後の新鮮な温泉が最も効用があるといわれているが、それぞれの泉質に適する用い方をしなければ、かえって身体に不利に作用する場合もあるので、温泉の飲用は、以下の事項を守って行う必要がある。

なお、温泉を飲用に供する場合は、当該施設の設置者等は新鮮な温泉を用いるとともに、源泉及び飲泉施設について十分な公衆衛生上の配慮を行う必要がある。

ア. 飲泉療養に際しては、専門的知識を有する医師の指導を受けること。また、服薬治療中の人は、主治医の意見を聴くこと。

イ. 15歳以下の人については、原則的には飲用を避けること。ただし、専門的知識を有する医師の指導を受ける飲泉については例外とすること。

ウ. 飲泉は決められた場所で、源泉を直接引いた新鮮な温泉を飲用すること。

エ. 温泉飲用の1回の量は一般に100～150mL程度とし、その1日の総量

(キ) 食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。

(ク) 飲酒しての入浴は特に注意する。

(2) 飲用上の注意事項

ア 飲泉療養に際しては、温泉について専門的知識を有する医師の指導を受けることが望ましいこと。

イ 温泉飲用の1回の量は一般に100mlないし200ml程度とし、その1日の量はおおむね200mlないしは1,000mlまでとすること。

ウ 強塩泉、酸性泉、含アルミニウム泉及び含鉄泉はその泉質と濃度によって減量し、又は希釈して飲用すること。

エ 以上のほか、飲用については次の諸点について注意すること。

(ア) 一般には食前30分ないし1時間がよい。

(イ) 含鉄泉、放射能泉及びヒ素又はヨウ素を含有する温泉は食後飲用する。含鉄泉飲用の直後には茶、コーヒーなどを飲まない。

(ウ) 夕食後から就寝前の飲用はなるべく避けることが望ましい。

はおよそ200～500mLまでとすること。

(注)

1. 温泉にひ素、銅、ふっ素、鉛及び水銀並びに遊離炭酸が含まれる場合は、この記載に加えて、別に定める方法により飲用量を示すこととする。
2. 温泉がpH3未満である場合（希釈が行われ、飲用に供する温泉がpH3以上になっている場合を除く。）は、この記載に代えて、例えば「この温泉の液性は酸性であるため、真水でpH3以上となるようおおよそA倍に薄めた上で、飲用の1回の量は100mLまでとし、その1日の総量はおよそ200～500mLまでとすること。」とする。なお、Aの数値は、pHにより異なるため、pH3以上となるように具体的希釈倍率を算出して記載すること。

オ. 飲泉には、自身専用又は使い捨てのコップなど衛生的なものを用いること。

カ. 飲泉は一般に食事の30分程度前に行うことが望ましいこと。

キ. 飲泉場から飲用目的で温泉水を持ち帰らないこと。

ク. 飲用する際には、誤嚥に注意すること。

(注) 誤嚥とは、うがいや焦って飲むことなどにより、肺や気管に水分を吸い込んでしまうことをいう。なお、嚥下障害を発症している人は飲泉を行わないこと。

(3) 基準の適用対象

上記2. (1) 及び (2) の基準は、温泉を公共の浴用又は飲用に供する宿泊施設、公衆浴場等における利用について適用する。なお、医療機関が治療行為の一環として温泉を使用する場合には、全ての基準が適用されるものではない。

(4) 掲示の手続

温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、温泉法第18条第4項に基づき、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意事項を掲示又は変更しようとするときは、あらかじめその内容を都道府県知事へ届け出なければならない。各都道府県知事等は届出の受理後、専門的知識を有する医師の意見を聴くことを原則とする。なお、各都道府県知事等は健康を

保護するために必要があると認めるときは、届出がなされた内容を変更すべきことを命ずることができる。

3. 療養泉の適応症

温泉療養を行うにあたっては、以下の点を理解して行う必要がある。

- ① 温泉療養の効用は、温泉の含有成分などの化学的因子、温熱その他の物理的因子、温泉地の地勢及び気候、利用者の生活リズムの変化その他諸般によって起こる総合作用による心理反応などを含む生体反応であること。
- ② 温泉療養は、特定の病気を治癒させるよりも、療養を行う人の持つ症状、苦痛を軽減し、健康の回復、増進を図ることで全体的改善効用を得ることを目的とすること。
- ③ 温泉療養は短期間でも精神的なリフレッシュなど相応の効用が得られるが、十分な効用を得るためには通常2～3週間の療養期間を適当とすること。
- ④ 適応症でも、その病期又は療養を行う人の状態によっては悪化する場合があるので、温泉療養は専門的知識を有する医師による薬物、運動と休養、睡眠、食事などを含む指示、指導のもとに行うことが望ましいこと。
- ⑤ 従来より、適応症については、その効用は総合作用による心理反応などを含む生体反応によるもので、温泉の成分のみによって各温泉の効用を確定することは困難であること等から、その掲示の内容については引き続き知事の判断に委ねることとしていること。

(1) 療養泉の適応症の掲示基準

①療養泉の一般的適応症（浴用）

筋肉又は関節の慢性的な痛み又はこわばり（関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期）、運動麻痺における筋肉のこわばり、冷え性、末梢循環障害、胃腸機能の低下（胃がもたれる、腸にガスがたまるなど）、軽症高血圧、耐糖能異常（糖尿病）、

（別紙2）

温泉の適応症決定基準

温泉の医治効用は、その温度その他の物理的因子、化学的成分、温泉地の地勢、気候、利用者の生活状態の変化その他諸般の総合作用に対する生体反応によるもので、温泉の成分のみによって各温泉の効用を確定することは困難であるが、療養泉の適応症はおおむね別表1 一般的適応症及び別表2 泉質別適応症によること。

別表1 療養泉の一般的適応症（浴用）

神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進

軽い高コレステロール血症、
 軽い喘息又は肺気腫、
 痔の痛み、
 自律神経不安定症、ストレスによる諸症状（睡眠障害、うつ状態
 など）、
 病後回復期、
 疲労回復、健康増進

②泉質別適応症

掲 示 用 泉 質	浴 用	飲 用
単 純 温 泉	自律神経不安定症、不眠症、うつ状態	—
塩 化 物 泉	きりきず、末梢循環障害、冷え性、うつ状態、皮膚乾燥症	萎縮性胃炎、便秘
炭 酸 水 素 塩 泉	きりきず、末梢循環障害、冷え性、皮膚乾燥症	胃十二指腸潰瘍、逆流性食道炎、耐糖能異常（糖尿病）、高尿酸血症（痛風）
硫 酸 塩 泉	塩化物泉に同じ	胆道系機能障害、高コレステロール血症、便秘
二 酸 化 炭 素 泉	きりきず、末梢循環障害、冷え性、自律神経不安定症	胃腸機能低下
含 鉄 泉	—	鉄欠乏性貧血
酸 性 泉	アトピー性皮膚炎、尋常性乾癬、耐糖能異常（糖尿	—

別表2 泉質別適応症

	泉 質	浴 用	飲 用
塩 類 泉	塩 化 物 泉	きりきず、やけど、慢性皮膚病、虚弱児童、慢性婦人病	慢性消化器病、慢性便秘
	炭 酸 水 素 塩 泉	きりきず、やけど、慢性皮膚病	慢性消化器病、糖尿病、痛風、肝臓病
	硫 酸 塩 泉 〔鉄-硫酸塩泉及びアルミニウム-硫酸塩泉を除く〕	動脈硬化症、きりきず、やけど、慢性皮膚病	慢性胆嚢炎、胆石症、慢性便秘、肥満症、糖尿病、痛風
特	二 酸 化 炭 素 泉	高血圧症、動脈硬化症、きりきず、やけど	慢性消化器病、慢性便秘
	含 鉄 泉	月経障害	貧血
	含 銅 - 鉄 泉	含鉄泉に準ずる	含鉄泉に準ずる

	病)、表皮化膿症	
含 よ う 素 泉	—	高コレステロール血症
硫 黄 泉	アトピー性皮膚炎、尋常性乾癬、慢性湿疹、表皮化膿症（硫化水素型については、末梢循環障害を加える）	耐糖能異常（糖尿病）、高コレステロール血症
放 射 能 泉	高尿酸血症（痛風）、関節リウマチ、強直性脊椎炎など	—
上記のうち二つ以上に該当する場合	該当するすべての適応症	該当するすべての適応症

(注)

- 療養泉の一般的適応症及び泉質別適応症について重複するものがある場合は、掲示に当たっては、泉質別適応症の掲示を優先し、重複するものを一般的適応症から除いても差し支えない。
- 鉱泉分析法指針（平成26年改訂）（*）に示す療養泉の泉質の分類が二つ以上該当する場合における適応症は「該当するすべての適応症」としているが、掲示に当たっては、重複して掲げないこととする。
 (例) 含二酸化炭素－ナトリウム－塩化物泉の場合は、「塩化物泉」と「二酸化炭素を含む療養泉」に該当するため、浴用の適応症として、きりきず、末梢循環障害及び冷え性は、重複して掲げない。

* 鉱泉分析指針（平成26年改訂）における療養泉の泉質の分類を参

殊成分を含む療養泉	硫 黄 泉	慢性皮膚病、慢性婦人病、きりきず、糖尿病（硫化水素型）高血圧症、動脈硬化症、その他は上記に準ずる	糖尿病、痛風、便秘
	酸 性 泉	慢性皮膚病	慢性消化器病
	含アルミニウム泉	酸性泉に準ずる	酸性泉に準ずる
	放 射 能 泉	痛風、動脈硬化症、高血圧症、慢性胆嚢炎、胆石症、慢性皮膚病、慢性婦人病	痛風、慢性消化器病、慢性胆嚢炎、胆石症、神経痛、筋肉痛、関節痛

(注)

- 泉質が重複する場合は次によることとする。
 (1) 塩類泉において分類された泉質が重複する場合については、医師の意見を聴いた上、それぞれの適応症を併記するかどうか決定する。
 (例) ナトリウム－塩化物・硫酸塩泉の場合は、塩化物泉及び硫酸塩泉に該当させるのか、塩化物泉のみに該当させるのかを決定する。
 (2) 特殊成分を含む療養泉の適応症は、すべてのものを併記する。（ただし重複するものはいずれか一方を除外する。）
 (例) 酸性・含硫黄－ナトリウム－硫酸塩泉の場合は、酸性泉、硫黄泉及び硫酸塩泉に該当させる。
- 単純温泉については泉質別適応症を定めていないが、アルカリ性単純温泉については伝統的適応症があることにかんがみ、適応症の決定に当たっては、この点に留意すること。
- 特定の源泉について別表1及び2に掲げる一般的及び泉質別適応症のほか伝統的適応症を適応症として決定する場合は、専門的知識を有する医師の意見を参考とすることが望ましい。

照すること。

(2) 基準の適用対象

上記3.(1)の基準は、温泉を公共の浴用又は飲用に供する宿泊施設、公衆浴場等における利用について適用する。なお、医療機関が治療行為の一環として温泉を使用する場合には、全ての基準が適用されるものではない。また、療養泉の一般的適応症及び泉質別適応症のほか伝統的適応症を適応症として決定する場合は、専門的知識を有する医師の意見を参考とすることが望ましい。

(3) 掲示の手続

適応症の掲示を3.(1)の基準に沿って行おうとする場合、公共の浴用又は飲用に供する者は、都道府県、保健所設置市又は特別区が必要に応じて定める手続を経ることとする。また、掲示内容の決定に際しては、都道府県等は専門的知識を有する医師の意見を聴くことを原則とすることが望ましい。

4. 留意事項

温泉は自然由来のものであり、ゆう出後に空気との接触による酸化、揮発性成分の揮散等により、温泉成分に変化が見られる場合もあり、実際の浴用にあたっては気温変化や利用者の多寡による変化の度合も異なるため、恒常的に分析結果を示すことは困難である。

掲示内容については、利用施設における成分分析結果に基づき行うことを原則とするが、ゆう出口と利用施設との間でその成分に差異がないと認められる場合には、ゆう出口における分析結果に基づき掲示して差し支えないとしている。よって、源泉の分析結果に基づき適応症を判断したものである場合にはその旨が温泉利用者へ分かるようにすること。また、利用施設における温泉の成分分析結果に基づいて適応症を判断した場合にはその旨を掲示することは差し支えない。

なお、加水、加温、循環(ろ過)、消毒、入浴剤添加については、温泉法施行規則第10条に基づき、公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由を掲示する必要がある。

禁忌症等に関する課長通知新旧対照表

改正案	現 行 (原文のまま。法改正に伴う条ずれ等は反映されていない。)
<p style="text-align: right;">環自総発第1407012号 平成26年7月1日</p> <p>各〔都道府県 保健所設置市 特別区〕温泉主管部局長 殿</p> <p style="text-align: center;">環境省自然環境局 自然環境整備担当参事官</p> <p style="text-align: center;">温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴 又は飲用上の注意の掲示等について</p> <p>標記については、平成26年7月1日付け環自総発第1407012号により環境省自然環境局長から通知されたところであるが、同通知の別紙の2. 温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示の基準(2)入浴又は飲用上の注意の掲示の基準②飲用の方法及び注意、エ.(注)1.において別に定めることとされている、温泉にひ素、銅、ふっ素、鉛及び水銀並びに遊離炭酸が含まれる場合の飲用量を明示する方法を下記のとおり定めたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知する。</p> <p>なお、「温泉法第13条の運用について」(昭和57年5月25日付け環自施第227号環境庁自然保護局施設整備課長通知)は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ひ素、銅、ふっ素、鉛及び水銀 (1) 1日当たりの飲用量の算出の方法</p>	<p style="text-align: right;">環自施第227号 昭和57年5月25日</p> <p>都道府県温泉主管部長 殿</p> <p style="text-align: center;">環境庁自然保護局施設整備課長</p> <p style="text-align: center;">温泉法第13条の運用について</p> <p>標記については、昭和57年5月25日付け環自施第227号環境庁自然保護局長通知により従来の通知が全面的に改正されたところであるが、その主な改正内容は下記のとおりであるので、その内容を周知徹底するとともに分析及び掲示について適切な指導を行われたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 禁忌症及び適応症については昭和53年5月15日環自施第213号自然保護局長通知により改訂した鉱泉分析法指針中新泉質分類の区分に従って定めるとともに疾病名等の表現はできる限り平易な用語を使用したこと。</p> <p>2 吸入療法、灌注療法等は専門医師の指導の下に行われるべきものであるので削除したこと。</p> <p>3 温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意並びに適応症の決定基準の適用範囲を明確にするとともに適応症の取扱いを改めたこと。</p> <p>(1) 温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意並びに適応症の決定基準の</p>

①ひ素

1日当たりの飲用量 = $(0.1 / A \times 1,000)$ mL

A : 温泉 1kg 中に含まれるひ素の重量 (mg)

②銅

1日当たりの飲用量 = $(2.0 / A \times 1,000)$ mL

A : 温泉 1kg 中に含まれる銅の重量 (mg)

③ふっ素

1日当たりの飲用量 = $(1.6 / A \times 1,000)$ mL

A : 温泉 1kg 中に含まれるふっ素の重量 (mg)

④鉛

1日当たりの飲用量 = $(0.2 / A \times 1,000)$ mL

A : 温泉 1kg 中に含まれる鉛の重量 (mg)

⑤水銀

1日当たりの飲用量 = $(0.002 / A \times 1,000)$ mL

A : 温泉 1kg 中に含まれる水銀の重量 (mg)

(2) 算出された飲用量の明示の方法

① 算出された飲用量が150mL未満の場合

この温泉はひ素^(*)を含むため、温泉飲用の1日の量は(算出された飲用量を具体的に明示) mLまでとすること。

② 算出された飲用量が150mL以上500mL未満の場合

この温泉はひ素^(*)を含むため、温泉飲用の1回の量は一般に100~150mL程度とし、その1日の量は(算出された飲用量を具体的に明示) mLまでとすること。

(*) 飲用量が制限される要因となる成分(ひ素、銅、ふっ素、鉛又は水銀)を記載する。

適用対象の範囲を宿泊施設、公衆浴場等における利用とし、医療機関における温泉治療のための利用を除外したこと。

(2) 療養泉に係る一般的適応症を新たに定め、温泉の一般的禁忌症と併せて別表として整理したこと。

(3) 従来適応症については、法第13条に基づく禁忌症と併せて掲示することとされていたが、温泉の医治効用は、その温度その他の物理的因子、化学的成分、温泉地の地勢、気候、利用者の生活状態の変化その他諸般の総合作用に対する生体反応によるもので、温泉の成分のみによって各温泉の効用を確定することは困難であること等からその掲示については、知事の判断に委ねることとしたこと。

- ③ 算出された飲用量が500mL以上の場合
温泉飲用の1回の量は一般に100～150mL程度とし、その1日の量は
およそ200～500mLまでとすること。

(注)

算出された飲用量が500mL以上の場合は、温泉の1日の飲用量を越えているため、明示することを要しない。

2. 遊離炭酸

(1) 1回当たりの飲用量の算出の方法

1回当たりの飲用量 = $(1,000 / A \times 1,000)$ mL

A : 温泉 1kg 中に含まれる遊離炭酸の重量 (mg)

(2) 算出された飲用量の明示の方法

① 算出された飲用量が150mL未満の場合

この温泉は遊離炭酸を含むため、温泉飲用の1回の量は（算出された飲用量を具体的に明示）mLまでとし、その1日の量はおよそ200～500mLまでとすること。

② 算出された飲用量が150mL以上の場合

温泉飲用の1回の量は一般に100～150mL程度とし、その1日の量はおよそ200～500mLまでとすること。

(注)

算出された飲用量が150mL以上の場合は、温泉の1回の飲用量を越えているため、明示することを要しない。